

出生に伴う主な手続きについて

お子様のご誕生おめでとうございます。出生に伴う主な手続きは次のとおりです。

受付時間 8:30～17:15(土・日・祝休日・年末年始除く)

ことがら	担当課	手続き内容
児童手当	1階 福祉課 Tel(088) 698-9802	<p>初めてのお子様の方は新規認定請求書、既に児童手当の認定を受けている方は額改定届を提出する必要がありますので、お子様が生まれた日から15日以内に児童手当担当窓口にて手続きが必要です。 (15日を過ぎて申請した場合、原則として、申請の翌月分からの支給となりますのでご注意ください。)</p> <p>なお、公務員の方は勤務先にて手続きが必要です。</p> <p style="text-align: center;">——届出に必要なもの——</p> <p>※全てが揃わない場合でも、生まれた日から15日以内に認定請求書の記入していただくことが必要です。</p> <p>【初めてのお子様の場合】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 請求者の健康保険に関する確認書類 (医療保険の保険者から交付された資格確認書など) 2. 請求者名義の金融機関口座が確認できるもの(預金通帳など) 3. 請求者及び配偶者の個人番号が分かるもの 4. 請求者の身元確認書類(運転免許証など) <p>【既に児童手当の認定を受けている場合】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 請求者の本人確認書類 のみ
児童扶養手当		<p>すでに受給されている方は、額改定の届出が必要です。</p>
子どもはぐくみ 医療費助成制度		<p>満18歳に達する年度末までの医療費を助成する制度を実施しています。これは、医療費(健康保険において自己負担すべき分)を県と町が負担する制度です。 (ただし、3歳以上は自己負担あり)</p> <p>申請される方は、次のものをお持ちください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. お子様の健康保険の扶養者の方の本人確認書類(顔写真付きのもの) 2. お子様の健康保険に関する確認書類等 (医療保険の保険者から交付された資格確認書など)
ひとり親家庭等 医療費助成制度		<p>すでに受給されている方は、記載内容変更の届出が必要です。</p>
保育所	こども 家庭センター Tel(088) 698-8909 (保健相談センター内)	<p>兄弟が保育所・認定こども園に通っている方は、認定の変更の手続きが必要です。育休期間が確定したら、現在利用中の園に育休期間の分かる書類(就労証明書等)を提出してください。</p> <p>また、出産に伴いお仕事を辞められる場合、保育所の利用は出産予定月の後2ヶ月となります。</p>

【裏面もご覧ください】

出生に伴う主な手続きについて

お子様のご誕生おめでとうございます。出生に伴う主な手続きは次のとおりです。

受付時間 8:30～17:15(土・日・祝休日・年末年始除く)

ことがら	担当課	手続き内容
出生時体重が 2,500 ^g 未満の方	こども 家庭センター TEL(088) 698-8909 (保健相談 センター内)	出生時体重が2,500 ^g 未満の方は、「低体重児出生届」の届出が必要です。すみやかにこども家庭センターまでお越しください。 届出に必要なものは特にありませんが、できれば母子健康手帳など、出生時体重や医療機関のわかるものをお持ちください。 2,500 ^g 未満の赤ちゃんは、生活環境や病気の予防などに十分配慮が必要になります。赤ちゃんの健やかな成長のため保健師が家庭訪問をし、赤ちゃんの発育や栄養、育児などについてのお手伝いが出来れば幸いです。
育児相談・ 赤ちゃん訪問		赤ちゃんや産後のお母さんの体調、育児のご相談など、電話相談や保健師の家庭訪問などを行っています。また、管理栄養士による栄養相談も行っています。お気軽にご連絡ください。
国民健康保険	1階 健康保険課 TEL(088) 698-9805	生まれたお子様が、国民健康保険に加入する場合、加入の手続きが必要です。また、出産した方が、国民健康保険に加入している場合、出産育児一時金が支給されます。(全額を直接支払している場合を除きます) お手続きに必要な書類については、お問い合わせください。
国民健康保険税の減額	1階 税務課 TEL(088) 698-9803	生まれたお子様が、国民健康保険に加入した場合、均等割額が5割に減額されます。所得による軽減を受けている世帯は、軽減後の残額から5割が減額されます。 対象期間は、満6歳に到達した後に迎える最初の3月31日までで、小学校入学年度からは減額の対象外となります。 ※ 手続きは必要ありません。ご加入の手続きにより、自動で減額されます。 出産した方が、国民健康保険に加入している場合、産前産後期間の国民健康保険税の所得割額と均等割額が減額されます。 ・ 単胎妊娠の方: 4か月分 出産予定月(または出産月)の前月から出産予定月(または出産月)の翌々月 ・ 多胎妊娠の方: 6か月分 出産予定月(または出産月)の3か月前から出産予定月(または出産月)の翌々月 ※ お手続きに必要な書類については、お問い合わせください。
新生児のマイナンバー カードの特急発行	1階 住民課 TEL(088) 698-9804	新生児については出生届と同時に受付することが可能です。1歳未満で交付申請する場合は、顔写真は不要です。 マイナンバーカード交付申請書(親権者が記入)をご用意いただき、出生届の際に同時にご提出ください。 ※申請書は北島町のホームページにも掲載しております。 また、出生届と交付申請書が一体となっている様式にて受付することも可能です。(一体化様式については、かかりつけの病院にておたずねください。)



HPでもこの案内を確認出来ます。